

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
その翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等(地方課)
字の区域の変更(〃)
土地改良法による換地処分(農村整備課) (三件)

告 示

鳥取県告示第三百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を新設し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の

規定による絹見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 傳 治

新たに画する字の名称

同上の区域(平成三年二月一日現在の地番による。)

大字絹見字釜ノ口

大字長和瀬字釜ノ口四〇七、四〇七の一から四〇七の三まで、四〇七の次二、四〇八、四〇九、四〇九の一、四一〇から四一二まで、四一二の一、四一三の一の一部、四一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長和瀬字苞田四一四、四一四の一、四一五の一部、四二二の一部、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四二七の一部、四二八の一部、四二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字長和瀬字中田四四九の一、四四九の二の一部、四五〇から四五三まで、四五四から四五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字絹見字八生田

大字長和瀬字釜ノ口四一三の一の一部、四一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長和瀬字苞田四一五の一部、四二三の一部、四二四の一部、四二四の一の一部、四二五の一、四二六の一部、四二六の一、四二七の一部、四二八の一部、四二八の一、四二八の次一の一部、四二九の一、四二九の二の一部、四二九の四、四三〇、四三一、四三九、四三九の一及びこれらと一体をなす国有地
大字長和瀬字中田四四〇から四四三までの一部、四四六の

<p>大字絹見字オノ</p>	<p>大字絹見字中田</p>	
<p>大字長和瀬字オノ木四六三の二の一部、四六四の一部、四六四の二の一部、四六五、四六五の一、四六六の一部、四六六、四六八の一部、四六八の二の一部、四六九の一部、四七〇の二の一部、四七〇の一、四七一の一部、四七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字高畦四七六、四七七、四七八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長和瀬字畑屋四九六の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四九六の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長和瀬字尾崎四九七の一部、五〇〇の一部、五〇二の二の一部、五〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長和瀬字釜ノ口四一三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字中田四四〇から四四三までの一部、四四四、四四五、四四六の一部、四四七の一部、四四八、四四九の二の一部、四五四から四五六までの一部、四五七から四五九まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字オノ木四六〇の一部、四六一、四六二、四六三、四六三の二の一部、四六三の二、四六四の一部、四六四の二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字尾崎五〇〇の一部、五〇二の一部、五〇二の二の一部、五〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一部、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字稲場尾五一、五一四、五一六の一、五一七、五一八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長和瀬字八生田五一九、五九一の一、五二〇から五二二まで、五二三の一部、五二四、五二六の四の一部、五二七、五二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字大平八四九の一部</p>
<p>大字絹見字畑屋</p>	<p>大字絹見字稲場</p>	<p>地</p>
<p>大字絹見字中尾三四五の一部</p> <p>大字長和瀬字オノ木四六三の二の一部、四六六の一部、四六八の一部、四六八の二の一部、四六九の一部、四七〇の二の一部、四七一の一部、四七二の二の一部、四七三から四七五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四六三、四六三の</p>	<p>大字絹見字花尻四の二の一部、五の二の一部、五の三の一部、五の五、五の六の一部、五の七の一部、五の八、六の二の一部、六の二、八の二の一部、八の二の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八の二、一〇の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字絹見字高畦一五の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字絹見字尾崎二一三の二から二一三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字中田四四〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字オノ木四六〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六〇、四六一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字長和瀬字畑屋四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字尾崎四九七の二の一部、四九八の二、四九九の二、四九九の二、五〇〇の二、五〇一の二、五〇二の二、五〇二の二の一部、五〇二の二の一部、五〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字稲場尾五〇三の一部、五〇四の二の一部、五〇四の二の一部、五〇五の二、五〇五の二、五〇六、五〇七の二から五〇七の四まで、五〇八の二の一部、五〇八の二、五〇九の二の一部、五一〇の二の一部、五一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字長和瀬字大平八六一の二の一部</p>	

	<p>一、四六三の二と一体をなす国有地の一部 大字長和瀬字高畦のうち四八三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四七六、四七七、四七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字長和瀬字畑屋四八四の一部、四八五、四八六の一部、四八七の一部、四八七の一、四八八の一部、四八九の一部、四九〇、四九一、四九二の一部、四九三の一部、四九四、四九五、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成三年二月一日現在の地番による。）</p>	<p>大字絹見字花尻</p>	<p>大字絹見字花尻のうち二の三の一部、三の一部、三の二、四の一部、四の二、五の一部、五の二から五の八まで、六の一部、六の二、八の一部、八の二の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八の二、一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字絹見字高畦一二、一二の一の一部、一三、一四、一五の二の一部、一九の一の一部、二〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長和瀬字稲場尾五〇八の一の一部、五〇九の一部、五一〇の一部、五一〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字絹見字高畦</p>	<p>大字絹見字高畦のうち一二、一二の一の一部、一三、一四、一五の二の一部、一九の一の一部、二〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字絹見字大町のうち四一の一部、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字絹見字千龍寺四六の一部及びこれと一体をなす国有地 大字絹見字千龍寺坂六〇二の一部</p>		
<p>大字絹見字千龍寺</p>	<p>大字絹見字東大町八〇七の一の一部 大字絹見字大町四一の一部、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字絹見字千龍寺のうち四六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字絹見字東大町八〇七の一の一部 大字絹見字千龍寺奥八〇八の一部</p>	<p>大字絹見字宮ノ内</p>	<p>大字絹見字宮ノ内のうち七二、七三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字絹見字千龍寺坂</p>	<p>大字絹見字宮ノ内七二、七三と一体をなす国有地の一部 大字絹見字一水口九三の二の一部、九三の三、九三の四、九四、九四の一、九六の一、九六の二の一部、九七、九七の一、九八、九九の一部、一〇〇の一部、一〇四の一部、一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇八の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字絹見字千龍寺坂のうち六〇二の一部以外の区域 大字絹見字小龍六四七の一部、六四八の一部、六五二の一部、六五四の一部、六五五の一部</p>	<p>大字絹見字一水口</p>	<p>大字絹見字一水口のうち九三の二の一部、九三の三、九三の四、九四、九四の一、九六の一、九六の二の一部、九七、九七の一、九八、九九の一部、一〇〇の一部、一〇四の一部、一〇七の一部、一〇七の一の一部、一〇八の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字絹見字走出二三〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二三〇の三と一体をなす国有地の一部 大字絹見字大谷二三五の一部</p>	<p>大字絹見字アヤメ</p>	<p>大字絹見字アヤメのうち一三〇の一の一部、一三〇の三、一三〇の次二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇</p>

<p>のひと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字絹見字村内 大字絹見字村内のうち一三六の次一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三五の一、一三六の四、一三六の次一、一六五の一、一六五の三、一九〇の一、一九一の一、一九二、一九三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字絹見字尾崎 大字絹見字花尻二の三の一部、三の一の一部、三の二、四の一の一部、四の二、五の一の一部、五の三の一部、五の四、五の六の一部、五の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字絹見字村内一六五の一、一九〇の一、一九一の一、一九二、一九三と一体をなす国有地の一部 大字絹見字尾崎のうち二二三の一から二二三の三までの一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字絹見字走出二二二の一と一体をなす国有地の一部 大字絹見字中尾三四四の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三四四の二と一体をなす国有地の一部 大字長和瀬字畑屋四八八の一の一部、四八九の一部、四九二の一部、四九三の一部、四九六の一の一部、四九六の二、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長和瀬字尾崎四九七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字絹見字走出 大字絹見字アヤマ一三〇の一の一部、一三〇の三、一三〇の次二及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇の一と一体をなす国有地の一部 大字絹見字村内一三六の次一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三五の一、一三六の次一、一三六の四、一六五の一、一六五の三と一体をなす国有地の一部 大字絹見字尾崎二二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字絹見字走出のうち二三〇の一の一部、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一、二二二の三</p>		
<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字絹見字中尾三〇一の一部、三〇三の一部、三〇四、三〇五の一部、三四二の一部、三四三、三四三の一、三四四の一、三四四の二の一部、三四四の次一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇五、三二五と一体をなす国有地の一部 大字長和瀬字畑屋四八八の一の一部、四八八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字絹見字大谷 大字絹見字大谷のうち二三五の一部以外の区域</p>	<p>大字絹見字稲荷 大字絹見字走出二三〇の一の一部 大字絹見字稲荷の全域 大字絹見字中尾三〇三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字絹見字中尾 大字絹見字中尾のうち三〇一の一部、三〇三、三〇四、三〇五の一部、三四二、三四三、三四三の一、三四四の一、三四四の二、三四四の次一、三四五及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇五、三二五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字絹見字飯田 大字絹見字中尾三四四の二の一部、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四五、三三五、八〇二と一体をなす国有地の一部 大字絹見字飯田のうち三八九の三の一部以外の区域 大字絹見字引地前三九五と一体をなす国有地の一部 大字長和瀬字高畦四八三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字長和瀬字畑屋四八四の一部、四八六の一部、四八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>前 大字絹見字引地 大字絹見字飯田三八九の三の一部 大字絹見字引地前のうち三九五と一体をなす国有地の一部</p>

大字長和瀬字大平	大字長和瀬字大生田	大字長和瀬字稻場尾	大字長和瀬字苞田	大字絹見字千龍寺奥	大字絹見字東大町	大字絹見字小瀧	以外の区域
大字長和瀬字大平のうち八四九の一部、八六一の一の一部以外の区域	大字長和瀬字八生田のうち五一九、五一九の一、五二〇、五二一、五二二、五二三の一部、五二四、五二六の四の一部、五二七、五二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字長和瀬字稻場尾のうち五〇三の一部、五〇四の一部、五〇四の二の一部、五〇五の一、五〇五の二、五〇六、五〇七の四から五〇七の四まで、五〇八の一、五〇八の二、五〇九、五一〇、五一〇の一、五一六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一一、五一四、五一七、五一八と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字長和瀬字苞田のうち四一四、四一四の一、四一五、四二二、四二四、四二四の一の一部、四二六、四二六の一、四二七、四二八、四二八の一、四二八の次一の一部、四二九の一、四二九の二、四二九の四、四三〇、四三一、四三九、四三九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字絹見字千龍寺奥のうち八〇八の一部以外の区域	大字絹見字東大町のうち八〇七の一の一部以外の区域	大字絹見字小瀧のうち六四七の一部、六四八の一部、六五二の一部、六五四の一部、六五五の一部以外の区域	

大字湯原字サノ前	大字湯原字サノ谷	鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 古 居 儔 治	鳥取県告示第三百二十号	廢止する字の名称 大字長和瀬字金ノ口、大字長和瀬字中田、大字長和瀬字才ノ木、大字長和瀬字高畦、大字長和瀬字畑屋、大字長和瀬字尾崎
大字湯原字サノ前のうち五の四、六から九までの一部以外の区域	大字湯原字サノ谷のうち二四五の一、二四五の三、二四六の一、二四六の二の一部、二四七の一部、二四八の一部、二五一		鳥取県告示第三百二十号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による湯原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。 平成三年三月二十九日	
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成二年十二月一日現在の地番による。）			

の二、二五一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字湯原字隈田
大字湯原字サン谷二四五の一、二四五の三、二四六の一、二四六の二の一部、二四七の一部、二四八の一部、二五一の二、二五一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯原字隈田の全域

大字湯原字下タ坪
大字湯原字下タ坪のうち二八六、二八七、二八八の一部、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇三から三〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字湯原字高畦
大字湯原字下タ坪二八六、二八七、二八八の一部、二九九の一部、三〇〇の一部、三〇三から三〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯原字高畦の全域
大字長砂字カゴ免二一八及びこれと一体をなす国有地

大字長砂字カゴ免
大字長砂字カゴ免のうち二一八及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字長砂字江ノ原
大字長砂字江ノ原の全域
大字湯原字才ノ前五の四、六から九までの一部

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る絹見地区の換地処分をした旨の届があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る湯原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る栗尾地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治